

# 業務契約書(案)

1. 業務名 魚津市非木造家屋評価及びマニュアル整備支援業務
2. 履行場所 富山県魚津市内
3. 履行期限 令和5年 ○月○○日 から  
令和6年 3月31日 まで
4. 委託料 ¥○, ○○○, ○○○ー(内取引に係る消費税¥ ○○○, ○○○ー)
5. 契約保証金 免除
6. 特記 別添仕様書のとおり

上記の委託業務について、委託者 魚津市(以下、「甲」という。)と受託者 ○○○○  
○○○○○(以下、「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1  
通を保有するものとする。

令和5年 ○月○○日

発注者(甲) 魚津市積迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

請負者(乙) ○○市○○町○丁目○番○号

○○○○○○○○

○○○○○ ○ ○ ○ ○

## 契 約 条 項

(総則)

第1条 乙は、受託した業務を別記の仕様書等に基づき、頭書の委託料をもって頭書履行期限内までに、完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。但し、甲の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

(業務着手届)

第3条 乙は、契約締結後7日以内に業務着手届を甲に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、予め、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査報告)

第5条 甲は必要があると認める時は、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第6条 甲は、必要があると認める時は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、履行期限若しくは委託料を変更し、又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

2 履行期限又は委託料の変更は、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰すことができない理由その他正当な理由により履行期限内に委託業務を完了することができない時は、甲に対して延滞なくその理由を付して、履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けた時は、その日から起算して目的物について検査を行わなければならない。この場合においては、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、検査合格の通知を受けた時は、延滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

4 乙は第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了とみなして前3項を適用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、委託業務が完了した時は、書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は前項の規定による請求を受けた場合は、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により履行期限内又は、履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (取得の制限)

第2条 乙は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (秘密の保持)

第3条 乙は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (利用及び提供の制限)

第4条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (安全確保の措置)

第5条 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者への周知及び監督)

第6条 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、事前に甲の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び事務従事者等
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務を更に委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制及び事務従事者等
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還及び廃棄)

第9条 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。)後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等(前項の規定により甲に返還するものを除く。)を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11条 甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

(事故報告)

第12条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 乙は、委託事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、直ちに被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等があった場合には、甲の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 乙は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、再発防止策を策定し、甲に対し当該再発防止策の内容を報告しなければならない。

4 乙は、甲と協議の上、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

5 本条の定めはこの契約終了後も有効とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合であって、委託事務の履行に支障を来すと認めるときは、委託事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めことはできない。

(損害のために生じた経費の負担)

第15条 委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(名称等の公表)

第16条 甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、秘密を漏らしたとき。

(2) 第4条の規定に違反し、目的外の利用又は提供をしたとき。

(3) 第5条の規定に違反し、必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又は毀損したとき。

(4) 前3号までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。

(5) 前各号までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 1 「甲」は委託者である市を、「乙」は受託者をいう。

2 「再委託の禁止」、「契約の解除及びそれに伴う損害賠償」等に関する事項について、契約書本文に記載されている場合は、特記事項との整合性を考慮し、適宜修正して取り扱うこと。

## 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（魚津市契約規則（平成29年4月1日規則第4号）第29条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 魚津市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、魚津市入札参加資格業者登録名簿に記載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（この項において「長期継続契約」という。）においては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数量当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めことができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、予め承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。